

令和元年第 2 回定例会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

令和元年第 2 回定例会

青森地域広域事務組合議会会議録

令和元年 9 月 30 日（月曜日）

○議事日程第 1 号

令和元年 9 月 30 日（月曜日）午後 2 時開議

- | | | |
|------|-----------------------|---|
| 第 1 | 諸般の報告 | |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 3 | 会期の決定 | |
| 第 4 | 議案第 9 号 | 令和元年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 第 5 | 議案第 10 号 | 決算の認定について（平成 30 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算） |
| 第 6 | 議案第 11 号 | 青森地域広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議案第 12 号 | 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 8 | 議案第 13 号 | 監査委員の選任について |
| 第 9 | 一般質問 | |
| 第 10 | 議会運営委員会の所管事務の継続審査について | |
| 第 11 | 報告第 5 号 | 継続費精算報告について
（平成 30 年度青森地域広域事務組合一般会計継続費精算報告書） |
| 第 12 | 報告第 6 号 | 専決処分の報告について |
| 第 13 | 青広監報告第 3 号 | 例月出納検査報告について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

1番	田中	大	議員	10番	小倉	潤	二	議員
2番	田中	茂勝	議員	11番	蛭名	和子	議員	
3番	赤平	勇人	議員	12番	神山	昌則	議員	
4番	奈良	祥孝	議員	13番	川崎	憲二	議員	
5番	福井	洋一	議員	14番	吉田	勉	議員	
6番	安藤	英博	議員	15番	里村	誠悦	議員	
7番	橋本	尚美	議員	16番	赤木	長義	議員	
9番	田中	哲也	議員	17番	中村	節雄	議員	

○欠席議員（1名）

8番	中田	靖人	議員
----	----	----	----

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	小野寺 晃彦 君	参 与	小 松 生 佳 君 (蓬田村総務課長)
代表副管理者	山 崎 結 子 君	あおひらクリーンセンター所長	佐々木 健 君
副 管 理 者	中 嶋 久 彰 君	庶 務 課 長	小 林 雅 憲 君
副 管 理 者	久 慈 修 一 君	予 防 課 長	佐 藤 芳 之 君
監 査 委 員	杉 田 浩 君	警 防 課 長	長谷川 順 一 君
事 務 局 長	加 藤 文 男 君	通信指令課長	佐 藤 匠 君
消 防 長	吉 本 雅 治 君	中央消防署長	成 田 智 君
消 防 次 長	花 田 孝 夫 君	東 消 防 署 長	浅 利 幸 二 君
総 務 課 長	田 澤 淳 逸 君	浪岡消防署長	宇 野 金 弘 君
参 与	舘 山 公 君 (青森市企画部企画調整課長)	平内消防署長	木 村 秀 人 君
参 与	渡 邊 仁 志 君 (平内町企画政策課長)	会 計 管 理 者	鈴 木 裕 司 君
参 与	外 崎 文 雄 君 (外ヶ浜町総務課参事)	会 計 課 長	太 田 綾 子 君
参 与	嶋 中 拓 実 君 (今別町総務課長)	監査委員書記	舘 田 一 弥 君

監査委員書記 八木澤 透 君

清掃管理課長 若佐谷 昭 人 君

○事務局出席職員氏名

書 記 長 成 田 清

書 記 菅 原 明 人

書 記 川 浪 昭 仁

書 記 大 柳 良 明

午後 2 時開会・開議

○議長（中村節雄君） ただいまから、令和元年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（中村節雄君） 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

議会運営委員会の田中哲也副委員長から令和元年 8 月 31 日付をもって、副委員長を辞任したい旨の願い出があり、本日開催した議会運営委員会において、委員会条例第 9 条の規定により、これを許可いたしました。

これに伴い、議会運営委員会の副委員長が欠員となりましたことから、副委員長の互選を行ったところ、外ヶ浜町議会から選出されております安藤英博委員が副委員長に当選されましたので御報告いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（中村節雄君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、9 番田中哲也議員及び 11 番蛭名和子議員の 2 名を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（中村節雄君） 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 4 議案第 9 号 令和元年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 議案第 10 号 決算の認定について（平成 30 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算）

日程第 6 議案第 11 号 青森地域広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 12 号 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中村節雄君） 日程第 4 議案第 9 号「令和元年度 青森地域広域事務組合一般会計補正予算」から日程第 7 議案第 12 号「青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条

例の一部を改正する条例の制定について」までの計４件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者小野寺青森市長。

〔管理者小野寺晃彦君登壇〕

○管理者（小野寺晃彦君） 令和元年第２回定例会の開会に当たり、提出致しました議案について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第９号令和元年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、消防庁舎の維持修繕に係る経費等に加え、平成３０年度の決算剰余金による、構成市町村の分担金及び負担金、諸収入等について所要の調整を行うものであります。

それでは、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

構成市町村振興費につきましては、平成３０年度決算に係る剰余金を青森地域広域事務組合振興基金に積立するため３６３万２０００千円を増額補正するものであります。

消防費のうち、青森消防費につきましては、消防庁舎修繕等に係る経費として１９０万５０００円を増額補正するものであります。

公債費につきましては、青森消防費に係る平成３０年度地方債借入分利子の確定に伴い、６３３万６０００円を減額補正するものであります。

次に、歳入の主な内容であります。平成３０年度の決算剰余金及び歳出補正に伴う所要の調整等を行った結果、分担金及び負担金につきましては、１億６０３５万３０００円の減額補正、繰越金につきましては、１億６９４４万４０００円の増額補正、諸収入につきましては、９８９万円の減額補正となったものであります。

これらの結果、今回の補正額は、７９万９０００円の減額補正となり、補正後の一般会計予算額は、６１億６６７７万７０００円となった次第であります。

議案第１０号決算の認定については、平成３０年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めるものであります。その詳細につきましては、会計管理者から御説明させたいと存じます。

議案第１１号青森地域広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第１２号青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例については、青森地域広域事務組合において準用する青森市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が制定されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、提出致しました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、私及び担当者からそれぞれ御説明致しますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村節雄君） 次に、平成３０年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算について説明を求めます。

鈴木会計管理者。

〔会計管理者鈴木裕司君登壇〕

○会計管理者（鈴木裕司君） 平成 30 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げます。

平成 30 年度の青森地域広域事務組合の予算は、最少の経費で最大の効果を挙げるという財政運営の基本原則に則り、可能な限り経費の節減、合理化を図りつつ、効果的な広域行政の展開と運営ができるよう、限りある財源の効率的な配分に留意し、編成したものであります。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査と綿密な資金計画のもとに執行致しました。

それでは、決算の概要につきまして御説明申し上げます。

当初予算額は、前年度に比較して、1.18%減の 58 億 3610 万余円でありましたが、その後、平成 29 年度決算に係る剰余金の確定等に伴い分担金及び負担金 1 億 5415 万余円、組合債 1720 万円を減額補正するとともに、繰越金 1 億 4941 万余円、諸収入 799 万余円を増額補正し、さらに、前年度からの繰越額として、原別分署建設事業に係る経費 2 億 9686 万余円を加えた結果、歳入・歳出予算現額は、61 億 1902 万余円となりました。

これに対しまして、決算額は、歳入が前年度に比較して、9.71%増の 60 億 9505 万余円、歳出が前年度に比較して、10.20%増の 59 億 2561 万余円となり、歳入・歳出差引 1 億 6944 万余円の実質収支額となりました。

次に、歳入・歳出の主な内容について、御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。使用料及び手数料は、898 万余円で、前年度に比較して、18.70%の増となっており、これは、主として、危険物検査手数料が増加したことによるものであります。

県支出金は、1813 万余円で、前年度と同額となっております。

財産収入は、1327 万余円で、前年度に比較して、12.89%の増となっており、これは、主として、広域事務組合振興基金運用収入が増加したことによるものであります。

繰越金は、1 億 7888 万余円で、前年度に比較して、32.24%の減となっております。

諸収入は、2 億 4254 万余円で、前年度に比較して、10.46%の増となっており、これは、主として、青森市消防団業務受託収入の増によるものであります。

組合債は、6 億 7310 万円で、前年度に比較して、282.44%の増となっており、これは、主として、原別分署建設事業及び消防車両購入に係る緊急防災・減災事業債の増によるものであります。

次に、歳出についてであります。議会費は、45 万余円で、前年度に比較して、74.87%の減となっており、これは、主として、前年度に議会放送機器を購入したことによる議会運営事務費の減によるものであります。

総務費は、1 億 5303 万余円で、前年度に比較して、1.85%の増となっており、これは、主として、全国瞬時警報システムの更新及び災害時オペレーションシステムの整備に要する経費の増によるものであります。

民生費は、7977 万余円で、前年度に比較して、2.88%の増となっており、これは、主として、人事異動に伴う職員人件費の増によるものであります。

衛生費は、4 億 9271 万余円で、前年度に比較して、1.92%の増となっており、これは、主として、あおひらクリーンセンター浄化ドラムスクリーン更新工事等改修事業の増によるものであります。

構成市町村振興費は、1180 万余円で、前年度に比較して、94.49%の増となっており、これは、主として、平成 29 年度決算剰余金に伴う積立金の増によるものであります。

消防費は、49 億 665 万余円で、前年度に比較して、11.99%の増となっており、これは、主として、原別分署建設事業費及び梯子車の更新に伴う車両購入費の増によるものであります。

公債費は、2 億 8117 万余円で、前年度に比較して、1.73%の増となっており、これは、主として、平成 28 年度借入分の消防車両購入事業の一般補助施設整備等事業債等の元金償還が開始となったことによるものであります。

以上、平成 30 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の概要を御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村節雄君） 質疑については、通告がありませんでした。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

3 番赤平勇人議員。

〔議員赤平勇人君登壇〕

○3 番（赤平勇人君） 青森市選出の日本共産党の赤平勇人です。

議案第 11 号及び議案第 12 号に反対の立場から討論を行います。

この 2 つの議案は 2017 年の地方公務員法改正を受けて、来年 4 月から会計年度任用職員制度を導入しようとするものです。

そもそも、会計年度任用職員制度が何故作られたのかを改めて振り返ってみると、国の政策により公務員が減らされ続け、その中で正規職員も減り続け、その不足分を補うために非正規職員が全国では 64 万人、地方公務員の中では 2 割以上まで増えたことにより、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則とも矛盾したため、新たに制度化をするものです。

この移行にあたり、非正規職員の待遇改善につながるという意見もありますが、肝心の待遇改善をするための財源は国から示されておらず、自治体の中には例えば期末手当を出すために給与をその分削って賄おうと考えているところも出てきています。

待遇がどうなるのか、国からの財源がしっかりと示されない状況で、どうなるのかわからないという一方で、会計年度任用職員は地方公務員法で規定された公務上の義務、規律そして人事評価を受けることが適用されます。

上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務や政治的行為の制限などが生じ、フルタイム会計年度任用職員には兼業禁止が適用されます。

さらに、会計年度任用職員には制度上、一会計年度ごとに、自分の仕事を審査され、い

つ切られるかわからないという制度であり、いつまでこの仕事を続けられるのだろうかという不安が付きまとい、毎年度任用されるたびに民間で言うところの試用期間である条件付採用期間が付きます。

結局、ほとんど同じ仕事をする正規職員との待遇の格差を残したまま、義務や規律処罰だけは正職員並みとなる上に、働き方も非常に不安定なままです。

非正規職員の制度化を目的とした会計年度任用職員制度を導入すれば、職員の非正規化がますます加速していく恐れがあります。

待遇改善を本気で行おうとするのならば、そもそも任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則に立って、正規職員を増やしていくべきです。

よって、会計年度任用職員制度の導入には賛成することはできません。

以上を述べて私の討論といたします。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（中村節雄君） 以上で、討論は終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第9号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について採決いたします。

議案第10号については、認定と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、認定と決しました。

次に、議案第11号について採決いたします。

議案第11号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第11号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村節雄君） 起立多数であります。

よって、議案第11号については原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第12号について採決いたします。

議案第12号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第12号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村節雄君） 起立多数であります。

よって、議案第 12 号については原案のとおり可決と決しました。

日程第 8 議案第 13 号 監査委員の選任について

○議長（中村節雄君） 日程第 8 議案第 13 号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本件については、地方自治法第 117 条の規定により、13 番川崎憲二議員の退席を求めます。

〔議員川崎憲二君退場〕

○議長（中村節雄君） 提案理由の説明を求めます。

管理者小野寺青森市長。

〔管理者小野寺晃彦君登壇〕

○管理者（小野寺晃彦君） 議案第 13 号について、御説明申し上げます。

青森地域広域事務組合規約第 12 条第 2 項の規定により、組合議員のうちから選任することになっております監査委員につきまして、令和元年第 1 回青森地域広域事務組合議会臨時会において御同意をいただき選任致しました監査委員福井洋一氏は、去る 8 月 31 日をもって辞任致しました。

そこで、この後任について慎重に検討した結果、川崎憲二氏が適任と認められますので選任致したいと存じます。

何とぞ、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同氏の経歴については、お手元に配付致した資料のとおりであります。

○議長（中村節雄君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案第 13 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

13 番川崎憲二議員の入場を求めます。

〔議員川崎憲二君入場〕

日程第 9 一般質問

○議長（中村節雄君） 日程第 9 「一般質問」を行います。

順次、質問を許します。

3 番赤平勇人議員。

〔議員赤平勇人君登壇〕

○3 番（赤平勇人君） 日本共産党の赤平勇人です

通告に従い一般質問を行います。

一つ目は、車両事故について質問します。

私は昨年の市議選で当選し、その後組合議員に選出されてから1年近くたちます。

組合議員として緊急車両の事故があった際に、報告をいただいておりますが、その数が多いのではないかと最近感じています。

いただいた資料によると、平成30年12月29日から直近の8月2日まで合わせて6件の事故が起きており、この中で4件は緊急走行中の事故と報告を受けています。

今組合議会にも専決処分の報告として、事故による車両の修理費用が出されていますが、高齢化も進む中で救急車の出動回数もますます増えていくことが予想されます。

市民の命や財産を守るための緊急車両が事故を起こすことはあってはならないことです。質問します。

最近、消防車両等の事故が多く発生していると感じるが、どう認識しているのか、また、交通事故防止対策はどのように取り組んでいるのかお示してください。

2つめは、ネット119緊急通報システムについて質問します。

ネット119緊急通報システムは、聴覚や言語に障害があり、音声による119番通報が困難な人向けに、スマートフォンアプリを使って119番通報ができるシステムです。

7月に青森市議会総務常任委員会で、このシステムを導入している船橋市へと視察に行きましたが、チャット形式で自分の容態や状況を詳しく説明ができたり、スマートフォンが使える環境であれば、いつでもどこでも通報ができる、位置情報の把握もすぐできることなど、多くの利点があることなどを学んできました。

今、全国では聴覚、言語障がい者として障害者手帳を取得している人は約32万人とされています。

現在国としてもこのネット119を推進していく方針をとっており、遅くとも2020年までに100%の実施を目指すという目標も立てています。

こうしたこともあり、今後多くの自治体で導入が進んでいくことと思います。

そこで質問します。

ネット119緊急通報システムを今後導入すべきと思うが考えをお示してください。

壇上からの質問は以上です。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。

吉本消防長。

〔消防長吉本雅治君登壇〕

○消防長（吉本雅治君） 赤平議員の消防車両等の事故についてのご質問と、ネット119緊急通報システムについてのご質問に、順次お答えいたします。

初めに、消防車両等の事故に対する認識と交通事故防止対策についてお答えします。

青森地域広域事務組合消防本部―以下、当消防本部と言わせていただきます―には、消防自動車及び救急自動車など、合計89台の消防車両等を保有しており、これらの車両については、日常での各種業務に係る通常走行や災害時における緊急走行において、運行しているところであります。

当消防本部の本年における事故の発生状況につきましては、これまで人身事故は発生し

ていないものの、物損事故が既に4件発生し、そのうち3件が緊急走行中のものであり、当消防本部としましては、安全運転意識の向上と事故の再発防止に向けた取組が不可欠であり、極めて重要であると認識しております。

当消防本部における事故防止の取組につきましては、道路交通法第74条の3の規定に基づき、一定台数の消防車両等を保有する署所には、安全運転管理者を配置し、安全運転の指導を行うとともに、全ての署所において、1つに、毎日、車両状態を把握するための点検の実施、2つに、朝礼等における職員への安全運転の啓発、3つに、乗車員全員での車両周囲の確認徹底など、安全運転の意識啓発に努めているほか、自動車運転教習所の運転コースを利用した技能講習も実施し、技術面においても交通事故防止対策に取り組んでおります。

また、交通事故が発生した際には、再発防止に関し、消防長命による文書を所属長に通知しているほか、幹部職員が直接、各署所を巡回し、具体的な指導や注意喚起を行っているところであります。

なお、当消防本部では、これらの取組に加え、10月には警察官を講師に招き、職員への安全運転講習の実施も予定しているところでありますが、引き続き、注意を促すための、職員相互での声掛けの徹底や、危険予知能力向上のための、ヒヤリハット事例の共有等に積極的に取り組むよう指導を強化し、更なる事故の再発防止に努めてまいります。

次に、ネット119緊急通報システムの導入についてにお答えいたします。

ネット119緊急通報システムは、聴覚・言語機能障がい者が、スマートフォンなどから音声を使わずに緊急通報できるシステムであり、通報用ウェブサイトアクセスして、救急又は火事を選択し、位置情報を入力すれば、消防本部に緊急通報が繋がる仕組みとなっております。

当消防本部では、聴覚・言語機能障がい者からの緊急通報については、聴覚障がい者専用ファックス及び119番ファックスの2台の専用ファックスで、緊急通報用紙または任意の用紙で受信し、対応しております。

ファックスで緊急通報を受信した際は、直ちに災害現場に向け救急車や消防車を出動させるとともに、通報者に緊急通報を受信し、救急車や消防車が向かっていることや、その到着予想時間を記入した受領確認用紙を送信して、救急車や消防車が災害現場に到着するまでの間、状況などの確認を行いながら、相互に意思疎通を図り、対応しております。

ネット119緊急通報システムの導入状況については、総務省消防庁の調査によると、令和元年6月1日現在、全国726消防本部中、約2割程度の168消防本部が導入しており、青森県内では、4消防本部が共同で十和田地域広域事務組合消防本部に設置した、上十三消防指令センターのみが導入しているものとなっております。

ネット119緊急通報システムは、聴覚・言語機能障がい者のための新たな緊急通報手段ですが、すでにこのシステムを導入している他都市の消防本部によりますと、同システムの利用には、GPS機能付のスマートフォン等の携帯端末に限られることや、利用するにあたり消防本部に登録が必要となりますが、登録希望者が思うように増加しないなどの課題もあると聞き及んでおり、まずは他都市の整備状況及びその効果等について、情

報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中村節雄君） 3番赤平議員。

○3番（赤平勇人君） そうすればまず車両事故についてから再質問をしていきたいと思
います。

再発防止策いろいろやられているというご答弁がありました。

再発防止策いろいろやられていることは分かったんですけども、この事故の中で本当に
大きいというか、危ないなというふうに思うのが、やはり緊急走行中の事故の件数が多い
ということだと思えます。

緊急走行中の事故は、どのようなことが要因となっているのかお示してください。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 赤平議員の再度のご質問にお答えいたします。

緊急自動車は、その職務の緊急性かつ重要性から、道路交通法等により、停止義務免除
や最高速度の特例など、優先的、特例的な権利が認められており、赤信号で交差点に進入
する場合など、通常より危険な状況での運転となります。

また、緊急走行時には、不測な動きをする一般車両などもあり、これらに道路や天候等
の影響も加わることで、事故に繋がるものと考えております。

○議長（中村節雄君） 3番赤平議員。

○3番（赤平勇人君） 危険なのは十分承知なんですけども、緊急走行中に人身事故は無
いということだったんですけども、例えば救急車で運んでいる患者さんにもしものことが
あったりすれば本当に危険だなというふうに思うので、こういったことが起こらないよう
に対策をしっかりとやってほしいなというふうに思います。

もう一つ再質問しますが、運転者の意識を向上させたり、事故を未然に防いだり、万が
一事故が起きた時のためにも、車両へのドライブレコーダーの設置が効果的だと思います
が、ドライブレコーダーの設置状況についてお示してください。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 再度のご質問にお答えいたします。

ドライブレコーダーにつきましては、車外の映像を記録することができ、交通トラブル
等への対策強化に一定の効果が期待できるものと認識しております。

当消防本部では、保有する消防車両等 89 台について、平成 27 年度から車両の更新時等
に併せ設置しており、これまで、合計 15 台にドライブレコーダーを設置しております。

○議長（中村節雄君） 3番赤平議員。

○3番（赤平勇人君） 89 台中現在 15 台で更新時に設置していくというご答弁でした。

更新時期が長いものはその間つけられないということにもなっていくと思えます。

なので更新を待たずして、なかなか全部一気にとはいかなくても、既存の車両について
も計画的に順次付けていくようなことが必要じゃないかなというふうに思います。

これは要望です。

繰り返しになるんですけども、事故の報告を見れば、例えば救急車から降ろしてい
たストレッチャーを私有地に置いておいて、その私有地の持ち主が軽自動車で運転中に接

触してしまう、まあ、ストレッチャーの置き方が悪かったんじゃないかなと言えるような不注意で起こるような事故も報告されています。

事故は本当にあってはならないことなので、細心の注意を払って行ってほしいということを要望してこの質問は終わります。

次にネット 119 のことについてですけども、もしわかれば教えてほしいんですが、導入するといった場合、費用はどれくらいかかるのかお示してください。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 再度のご質問にお答えします。

ネット 119 緊急システムを導入するにはどれくらいの経費がかかるかとの再度のご質問ですけども、まず、整備費として 385 万円です。

年間経費としまして 316 万円、合計して 701 万円、経費がかかると伺っております。

以上です。

○議長（中村節雄君） 3 番赤平議員。

○3 番（赤平勇人君） 費用はかなりかかるんだなということがわかりました。

平成 27 年版消防白書によれば、平成 26 年度中に 119 番通報があったうち、36.5%が携帯電話からだったそうです。

この数字は今後ますます増えていくことも予想されます。

障がいをもった人も安心して生活ができる環境を整えていくためにも、私は費用がかかっても、これはスピードをもって前向きに検討を進めてほしいというふうに思います。

現在とっている対応は、ファックスを使った通報ということでしたが、過去の聴覚・言語機能障がい者からのファックスでの緊急通報の件数についてお示してください。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 再度のご質問にお答えいたします。

ファックスでの緊急通報の受信件数につきましては、ファックスで受信を開始しました平成 3 年 4 月から令和元年 8 月末までで、件数が 3 件となっております。

いずれも救急車が出動して、適正に対応しているものでございます。

以上です。

○議長（中村節雄君） 3 番赤平議員。

○3 番（赤平勇人君） あと再質問はしませんが、ファックスについて 3 件、平成 3 年からやってきて 3 件という数字でした。

驚くほどに少ないなという印象なんですけども、当然の話ですけどもそれだけ通報する事案が少ないということでは当然無いというふうに思うんです。

ネット 119 導入して利便性を向上させるということで、利用者がもっと増えるんじゃないかなというふうに思います。

さっき答弁の中でほかの取り入れている自治体では、まだ登録者数が思うように増えていないと、進まないという答弁があったんですが、入れたばかりで長い目で見たときに、今後どうなるかということは、まだまだこれからだというふうに思います。

今、みんなスマートフォンを持っているというわけではないし、あるいはみんな使える

というわけでもないことは、私も十分わかっていることなので、現在やっているファックスの通信をもっともっと周知を広げていくということと同時に、併せてネット 119 を導入するために前向きに検討してほしいということを要望して私の質問を終わります。

○議長（中村節雄君） 次に 16 番赤木長義議員。

〔議員赤木長義君登壇〕

○16 番（赤木長義君） 16 番青森市議会選出の公明党赤木長義でございます。

通告に従い質問させていただきます。

小野寺管理者ならびに執行機関の皆様の誠意あるご答弁をお願いいたします。

質問の第一は消防力カードについてお伺いいたします。

端的に質問します。

消防力カードにおける消防力の現状と課題及びその解消についてお示してください。

質問の第二は緊急体制の充実についてお伺いいたします。

①平成 30 年度における青森地域広域事務組合において救命救急処置における人材育成の内容についてお示してください。

②平成 30 年度地域住民における救急救命講習の普及への取組状況についてお示してください。

以上で一般質問を終わります。

聞いてくださいますようお願いいたします。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 赤木議員の消防力カードについてのご質問と、救急体制の充実についてのご質問に、順次お答えいたします。

初めに、消防力カードにおける消防力の現状と課題解消に向けた取組についてお答えいたします。

消防力カードは、自らの消防本部の施設、車両及び人員等の消防力や取り巻く状況等について見える化したもので、昨年度において各都道府県で新たな消防広域化推進計画を策定する際に、全国の消防本部が作成したもので、青森地域広域事務組合消防本部一以下、当消防本部と言わせていただきます一の消防力カードについては、平成 31 年第 1 回青森地域広域事務組合定例会において、議員各位に配付させていただいたところであります。

当消防本部の消防力の現状としましては、各項目について、概ね全国平均の数値を上回るか、あるいは総務省消防庁が勧告する消防力の整備指針の算定数を満たしているものの、車両や人員について、充足率が一部不足していることから、消防活動に支障が生じないよう、次のように対応しているものであります。

車両につきましては、救助工作車の不足が挙げられますが、これには、浪岡消防署の消防ポンプ自動車に、総務省消防庁が定める救助活動に必要な資機材を積載し、対応することとしており、火災現場では消防ポンプ自動車として消火活動を行い、救助現場では積載した救助資機材を活用し、救助活動が行えるよう対応しているところであります。

また、人員につきましては、消防用設備等の設置時検査、違反処理業務、火災原因調査等の予防事務に専門に従事する職員が不足しておりますが、これには、予防分野に専門で

従事する消防本部予防課職員が、消防署員と連携し、立ち入り検査や火災原因調査等を行うとともに、予防に関する専門知識習得のためのセミナーの開催など、教養の機会を定期的に設け、職員の質を向上させ、災害活動と予防業務を兼務して実施できるよう対応しているところであります。

当消防本部としましては、今後とも自らの消防力を分析・評価し、必要な資機材や人員の確保と人材育成に努め、消防を取り巻く環境の変化等に、柔軟に対応できるよう、消防力の充実強化を図ってまいります。

次に、救急体制の充実についてのご質問に、順次お答えいたします。

初めに、平成 30 年度の救急救命処置に係る人材育成の実績についてお答えいたします。当消防本部では、救命率の向上を目的とし、救急体制の充実に努めているところであり、救急救命処置の高度化及び処置拡大に係る人材育成として、救急救命士の養成を行っております。

救急救命士は、医師の指示により一般の救急隊員より高度な救急救命処置を行うことができるもので、その内容は、一つには、ショック状態の傷病者に対する輸液処置、二つには、低血糖の疑われる傷病者に対する血糖測定及びブドウ糖溶液の投与、三つには、心臓や呼吸が止まった傷病者に対する器具を使用した気道確保、四つには、心臓や呼吸が止まった傷病者に対する強心剤投与などがあります。

平成 30 年度の人材育成の実績につきましては、救急救命士を新たに 6 名養成したことにより、救急体制の充実が図られたところであり、このほか、救急救命士 5 名が、心臓や呼吸の止まった傷病者の気管内に喉頭鏡で口から直接チューブを挿入し、気道確保のできる資格を取得しております。

また、目視による気管内の挿入口の確認が困難な場合に、先端にビデオカメラが付き、手元の画面で映像を見ることができる、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いる方法があり、より確実な気道確保が可能となっております。

これらの行為は、医師の指導のもと、病院実習を経て認定された、救急救命士にのみ実施が可能な行為であり、救急救命士 21 名がビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用できる資格を取得しております。

このような高度な救命処置の維持・向上を図るため、救急隊員等に対する教育訓練の指導等を行う指導救命士を、救急救命士の中から 3 名養成しております。

今後におきましても、救急現場に必要な専門的知識及び技術に係る教育・指導体制を充実させ、救急業務の更なる高度化に努め、地域住民の生命を守ることに寄与してまいります。

次に、平成 30 年度の救命講習の普及、取組状況についてにお答えいたします。

当消防本部では、地域住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的に、救命講習を実施しており、平成 30 年度は、各種救命講習を 250 回実施し、延べ 6,223 名が受講しております。

このうち、新たな取組みとして、昨年 9 月から、乳幼児と共に保護者が参加して行う、乳幼児に対する応急手当を目的とした救命講習を開催しており、平成 30 年度の実績につい

ては、構成市町村合計で7回開催し、受講した保護者は113名、乳幼児については99名が参加しております。

開催場所、回数につきましては、青森市元気プラザ2回、青森市浪岡総合保健福祉センター1回、平内町勤労青少年ホーム1回、外ヶ浜町総合福祉センターなどわーる2回、今別町開発センター1回となっております。

また、今年度におきましては、これまで、青森市元気プラザ1回、青森市西部市民センター1回、外ヶ浜町総合福祉センターなどわーる2回、蓬田村ふるさと総合センター1回の5回開催しており、受講した保護者は68名、乳幼児については51名が参加しております。

当消防本部では、今後においても、構成市町村関係機関等と連携し、定期的に各地区で継続的な開催をするとともに、広く地域住民に対する救命講習の開催を推進し、応急手当に関する正しい知識と技術の普及に努めてまいります。

○議長（中村節雄君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第10 議会運営委員会の所管事務の継続審査について

○議長（中村節雄君） 日程第10「議会運営委員会の所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第95条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第11 報告第5号 継続費精算報告について（平成30年度青森地域広域事務組合一般会計継続費精算報告書）

日程第12 報告第6号 専決処分の報告について

日程第13 青広監報告第3号 例月出納検査報告について

○議長（中村節雄君） 日程第11報告第5号「継続費精算報告について」から、日程第13青広監報告第3号「例月出納検査報告について」までの計3件については、配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

○議長（中村節雄君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（中村節雄君） これにて、令和元年第２回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後２時４７分閉会

署 名

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 中 村 節 雄

議員 田 中 哲 也

議員 蛸 名 和 子